

高齢者の虐待防止策に関する確認書

函館市長 様

No.	実 施 内 容
1	高齢者虐待または高齢者の権利利益を不当な侵害する行為(以下「虐待等」)の未然防止の取組として、サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する職員に虐待等の防止等に係る研修を実施するとともに、その内容を記録し保存すること。
2	虐待等の発生に備え、苦情対応体制を整備すること。 また、入居者へ虐待等が発生した場合には、速やかに入居者の安全確保・不安解消を図るとともに、入居者および家族への説明を行うこと。
3	虐待等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合には、速やかに事実確認のための聞き取り調査を実施すること。 また、組織的な情報の共有、原因の分析および再発防止への取組を行うこと。
4	虐待等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合には、速やかに函館市保健福祉部高齢福祉課へ情報提供すること。
5	虐待等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合には、函館市の調査に協力するとともに、原因分析したうえで、虐待等防止のための改善策を策定し、函館市保健福祉部高齢福祉課へ提出し、協議すること。
6	サービス付き高齢者向け住宅の業務委託先または提携先の職員による虐待等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合には、当該事業者への注意および函館市保健福祉部高齢福祉課へ情報提供すること。

※ 高齢者虐待等に該当する行為
高齢者虐待防止法第2条第4項第1号、第2号または同法第2条第5項第1号、第2号のいずれかに該当する行為をいう。

※ 連絡先
函館市保健福祉部高齢福祉課
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話番号:0138-21-3025

以上のことを実施し、高齢者の虐待防止に向けた適切な対策を講じます。

令和 年 月 日

物件名

法人名・代表者名
(個人の場合は氏名)

※ 上記について適切な対策を講じなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の登録が取り消しとなる場合があります。